

民商であなとも

# 税務調査に強くなる!

納税者の権利を学びましょう

税務調査が増えてるって聞いたけど・・・

知り合いの店が突然調査に入られたらしい

調査に来ると連絡があった。何を準備したらいい?

急に調査に来られたらどうしたらいい?



おぼえとこ!

## 予告なしの調査は断れます

法改正で、予告(事前通知)なしの調査は原則できなくなりました。「調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて事前通知する」となっています。調査前日の事前通知なども断って当然です。

お断り!!



おぼえとこ!

## 調査は任意です

あなたの承諾なしでは強制的な捜査はできません。都合が悪ければ断ってもいいのです。

強制捜査 NG!

おぼえとこ!

## 調査中「帳簿のコピー提出」は納得できなければ断りましょう

実際の調査中、調査内容に不必要な帳簿等のコピーの提出を求められたとき、理由に納得ができなければ断ってください。パソコンデータの持ち帰りは拒否しましょう。

おぼえとこ!

## もし税務署から電話があったら...

「税務署から調査に行きたい」と連絡があったら、下記10項目を確認しましょう。

### 事前通知の10項目

- ✓ 1. 調査官の所属官署と氏名・人数
- ✓ 2. 調査を受ける者(調査対象者)氏名名称と住所
- ✓ 3. 調査日時
- ✓ 4. 調査場所
- ✓ 5. 項目3と4は理由があれば変更可能ということ
- ✓ 6. 調査の目的
- ✓ 7. 調査対象の税目(何税か)
- ✓ 8. 調査対象期間
- ✓ 9. 調査対象の帳簿書類や物件
- ✓ 10. 通知事項以外に非違が疑われるとなった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明

だからこそ!

## 毎日の帳簿付け・自主記帳は一番の対策

京商連開発!

「誰でもすぐつけられる」シート式簡易帳簿

自分のできるから  
身になる お得 自信がつく



H26年1月～  
法改正で記帳も義務化

民商は「自分のできる」ための  
ノウハウをいっぱいもっています

京都府商工団体連合会

京都府下24民商組織

0120-22-0000

詳しくはwebで

民商きょうと

ウェブ検索

<http://www.kyoshoren.gr.jp/>

E-mail [info@kyoshoren.gr.jp](mailto:info@kyoshoren.gr.jp)